# 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画

令和7年6月17日 農林水産物•食品輸出本部

## 目 次

I	輸出先国・地域との協議への対応	•••• 3頁	84項目	
II 1 2	輸出を円滑化するための対応 施設認定 その他	····21頁 ···25頁	32項目 11項目	
Ш	事業者・産地への支援に関する対応	28頁	29項目	> 167項目
IV	食品産業の海外展開に関する対応	••••36頁	4項目	
IV	インバウンドによる食関連消費の拡大 に関する対応	••••38頁	7項目	
(参	考) 今回新たに対応済みとなった項目 前回までに対応済みとなった項目	・・・・41頁	10項目 326項目	336項目

## I 輸出先国・地域との協議への対応

2025年6月

No	対象国	対象となる事項	現状			<b>輸出可能性</b>	担当大臣				
	・地域	対象になる事項	967/	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	#加口 7 861工	担当人臣
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実施 中。	農水省は、インドに対してハイレベル	対話など様々な機	会で働きかけを行	テい、早期の輸出角	¥禁を促す。		11.5億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫 リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認 ・インド側から追加情報の提出要請がな						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	生わさびの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫 リスク評価を実施中。 (在インド日本大使館が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し ・インド側から追加情報の提出要請があ						0.1億円	農林水産大臣
4		牛乳・乳製品の衛生証明書 様式協議	・インド食品安全基準規則に基づき、輸入される牛乳・乳製品への添付が必要な管轄当局発行の統合衛生証明書様式が2022年8月に公布、移行期間を経て2024年11月に完全施行。・日本からの牛乳・乳製品の輸出に当たっては二国間で衛生証明書様式の合意が必要。・今後、インドに対して衛生証明書様式案を提示する予定。	【対応方針】 農水省及び厚労省は、インドに対し衛生証 その後は、必要な手続きを進め、速やかな	明書様式案を提示 輸出開始を目指す	予定。 。				1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
5	インドネシア	かんきつの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインドネシア側で病害虫リスク評価を実施中。	農水省は、 ・インドネシアに対してリスク評価の進 ・インドネシア側から追加情報の提出要			を促す。			0. 02億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			→ 輸出可能性	担当大臣				
NO	・地域	対象となる事項	5t 1A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一制山的形压	担当人臣
6	インドネシア	生産国認定品目の拡大	・現在「りんご」のみ生産国認定(2027年5月まで有効)。 ・2021年6月、認定品目拡大に向けインドネシア側へ「もも」「ぶどう」の新規認定を申請したが「りんごの生産国認定の更新6ヶ月前に申請するように」との回答。 ・2022年6月、農林水産審議官からインドネシア農業省に対し要請。同年12月、申請手続きの弾力的運用を求める書簡を発出。 ・2024年5月及び7月にインドネシア大統領特大使に対して、申請の早期受理を要請。同年8月に駐日インドネシア大に要請に関する調査訓令を発出。インドネシア大に要請に関するのよりでは、今回を担けて、中請の早期受理を要請。同年11月に中間書を提出するなら受理する。」との新報告。 ・2025年2月、インドネシア検疫庁に申請書類を提出し先方受理	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、もも 資料要求等に対応。	・ぶどうの生産国	認定に関する手約	<b>きが進捗するよ</b> ・	う、インドネシア	側からの追加の	もも0. 14億円 ぶどう0. 08億 円	農林水産大臣
7		牛乳・乳製品に係る技術プロトコルの二国間協議実施	・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基ゼき、畜産物、動物性食品、食品以外の動物性生産品、ペットフード、動物由来飼料原料は、技術プロトコルの作成が必要。・まずは、輸出事でのに強望がを強いて協議と対応。・まず、具体的な輸出の要望がを確認された場場に、具体的な輸出、具体的な輸出、人間を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	農水省は、在外公館等と連携しつつ、イ	インドネシアによる	5現地調査等に対け	<b>.</b>			0.5億円(2021 年牛乳乳製品 輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣

N	0 3	対象国	対象となる事項	現状				動出可能性	担当大臣			
_ N	0	<ul><li>地域</li></ul>	対象となる争項	5%1人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 期山り肥土	担当人臣
1			残留農薬等検査機関の登録 更新及び新規登録	・インドネシア向けには、17品目の植物由来生 鮮食品の輸出が可能。 ・このうち生産国認定済みのりんごを除く16品 目を輸出するには、日本国内検査機関による ロット毎の残留農薬等の検査結果を提出する必 要。 ・残留農薬等の検査を行うことができる検査 関の登録有6年インドネシア農業大臣令第55号に 基づき、2024年12月末までに検査機関の登録の ため、2016年インドネシアに検査機関の登録中 請及び新規登録の提供を構造の登録を 基づき、2024年12月末までに検査機関の登録を 上でする。 2025年5月26日付け書簡により、尼検疫庁から 資料の追加要求が接到。	農水省は、在外公館と連携し、関係規追加の資料要求等に対応。	見則が2025年7月1日	日付けで施行され	るようインドネシフ	ア側からの		米 0.2億円、 梨 0.2億円、 桃 0.1億円、 (2023年) ※2023年にの 当年にの 31年にの ※2023 11年にの ※31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31年にの 31日にの	農林水産大臣
,	<b>韓</b>	軍		農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国 にモニタリング調査結果等を示し、復興庁によ る原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入 規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	レベルでの働きが 信を引き続き行い	いけ及び在外公館 いつつ、機会を捉	等も活用した働きた えて働きかけを実力	かけを実施。 施。	丁寧な情報発信	486億円 (※) の内数 (※2020年4月 時点でで規制を 国・地域のは の2010年~ 2011年の農 水産物出減少 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 外興大臣 経済産業大臣
1	0 韓	軍	牛肉の輸出解禁	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 ・2024年4月、韓国から追加質問を接受。 ・2024年8月、日本から追加質問への回答書を提出。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、韓国による書類審 定。 ・農水省及び厚労省は、在外公館等と連携			件の設定、衛生証明	明書に合意し、輔	<b>拿出要綱を公表予</b>	41.3億円 (2018年香港 向け牛肉輸出 実績) (韓国の名目 GDPは香港の約 4倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
1	1 韓	津国	牛乳・発酵乳等の許容品目 への追加	・韓国へ輸出可能な牛乳・乳製品の品目の追加には、輸入衛生評価が必要。 ・2025年4月、韓国へ現行輸出できない飲用牛乳、発酵乳等について協議を要請。 ・今後、質問票が提示されれば回答を行う予定。	【対応方針】 農水省は、韓国から質問票が提示されれば その後は、必要な手続きを進め、速やかな			回答を作成し、提は	出予定。		1億円(香港向 けヨーグルト の2024年輸出 実績1.27億円 と同程度)	農林水産大臣 厚生労働大臣

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	対象	1 4A 1 4.7 T T	75 J.L		対応	スケジュール				±A 111 = 7 415 M4	也水土压
No	• 地址	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	→ 輸出可能性 -	担当大臣
12	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設認 定権限の委譲	・認定権限委譲のためには、十分な輸出実績を 積み上げた上で、現地査察を受ける必要があ る。 ・輸出が順調に伸びているところ、現地査察に 向けた事前質問票への回答を2024年8月に提 出。 ・現地査察は実施されず、2025年5月、認定権 限を委譲する旨の書簡を接受。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、要綱を改正・公表	· o					鶏卵 0.02億 円	厚生労働大臣 農林水産大臣
13	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した検疫措置案を踏まえてタイ側で検討中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進 協議会が協議を要望。)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的 ・タイ側から追加情報の提出要請があれ						1.8億円(720 トン)	農林水産大臣
14	タイ	すだちの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を検討中。 (徳島県が協議を要望)	・タイに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 04億円	農林水産大臣
15	タイ	かんきつの輸出における検 疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査の 条件緩和、輸出可能時期の 拡大)	日本から提出した情報を基に検疫条件の変更について協議中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和 (三重県、愛媛県が協議を要望) ・輸出可能時期の拡大 (三重県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円程度	農林水産大臣
16	タイ	青果物残留農薬検査のルー ルの改正	・2024年9月にタイ保健省食品医薬品局(FDA) が実施したパブコメに対し、意見提出を実施。 ・タイ側改正措置案の定義等を明確化するため、タイに対して質問状を介して内容の確認を 実施。	農水省は、 ・輸出支援プラットフォームと連携しつ ・2025年施行予定であるタイ側の改正指 事業者周知を実施。			ナーム等と連携し、改	正措置に関して収	集した情報の	青果物等の輸 出実績 (2024年) 31 億円	農林水産大臣
17	タイ	メロンの輸出における検疫 条件の緩和 (査察制への移行)	タイ側検査官との合同輸出検査から年1回の査察制への移行を要請中。 (茨城県、静岡県、鹿児島県が協議を要望)	・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。						0. 24億円	農林水産大臣
18	タイ	牛肉加工品及び牛肉エキス を含む製品の輸出解禁	2024年8月に保健省告示第377号「BSEリスクを伴う食品の輸入規制および条件」を廃止し、新告示案である「牛海綿状脳症 (BSE) リスクを伴う食品輸入原則および条件の規定」がパブリックコメントされ、コメント及び質問を送り、2025年2月に返答が接到。4月に手続き上の追加質問を送付。5月に返答が接到。	、新 クを パブ ・輸出解禁後は他省庁や在外公館と連携して事業者に情報提供を行うと共に、輸出時のトラブルが発生しないよう適宜フ を行う。□					<b>こう適宜</b> フォロー	1. 6億円	農林水産大臣

No										<b>動出可能性</b>	担当大臣
NO	<ul><li>地域</li></ul>	対象となる事項	5t 1A	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一制山り形江	担当人臣
19	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品(新 潟県産米を除く)の輸入停 止 ・その他道府県の放射性物 質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚っている。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	各省庁において、残された規制の撤廃に向 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あら	: 連携しつつ、科学  ` レベルでの働きか :信を引き続き行い	的根拠に基づき、 け及び在外公館等 つつ、機会を捉え	も活用した働きた て働きかけを実施	かけを実施。 施	丁寧な情報発信	486億数の(時維国の2010年制金額) (※2020年制工の2010年制工の2011年物出の2011年物出の2010年制工の2010年前工作制工作。) (※) 4をるけ 本品	農厚財外復経水労大大大産大大大臣臣大大大臣臣大大大臣臣大大臣臣大臣臣大臣臣大臣臣大臣臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール						- 輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	-5t 1/\	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制山り形に	担当人是
20	中	ALPS処理水放出に伴う日本 産水産物の輸入停止	する発表を両国できちんと実施していくことを	・農水省・厚労省は、再登録手続や放射性	用しながら、スト	ロンチウム・トリ	Jチウムの検査も1	含めて周知・案内	していく。	836億円(※) の内数(※ 2022年中(国内 2022年初 10日 2013年 2022年 2013年 2014年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015年 2015	農林水産大臣厚生労働大臣

	文	象国	4.45.1.45.7 東西	41817				ᆇᆔᆿᆇᄴ	11 V 1 E			
N		地域	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 輸出可能性	担当大臣
2	1 中	围	牛肉の輸出解禁	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。 ・2024年11月、日中首脳会談において、石破総理から、日本産牛肉の輸入再開、精米の輸入大に係る当局間協議の早期再開をを確認。 ・2024年12月、日中首協議の早期をを確認。 ・2024年12月、日中首協議の早期再開を確認。 ・2024年12月、日の輸出再開、精確認。 ・2024年12月、日の輸出再開を確認。 ・2024年12月、日中首盟会談、外相は、日本局協議の早期再開を確認。 がルでの会談において、日中首とよるハイレベルでの会談において、日中首と談、外を継続することで一致するともに、日中で動物衛と疎通を継続することで一致。	・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらけて協議の実施を働きかける。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解 <参考> 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要 1日中動物衛生検疫協定の発効 2中国側	ゆる機会において 禁に向けて協議を なステップ:	、農相をはじめて 実施。	可能な限りハイレク	ベルで、中国向け		41.3億円 (2018年香港 向け牛肉輸出 実績、中国の 名目GDPは香港 の約35倍)	外務大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣
2	2 中	围	鶏肉の輸出解禁	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解			ため、中国側と協言	<b>並</b> 我。		11. 4億円 (2018年香港 向け鶏肉輸出 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
2	3 中	围	鶏卵の輸出解禁	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2024年6月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解			ため、中国側と協語	<b>並</b> 我。		15. 2億円 (2018年香港 向け鶏卵輸出 額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
2	4 中	国	乳・乳製品の輸出解禁	・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目 の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国 間で日中動物衛生検疫協定に署名。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解						25.5億円 (2018年香港 向け牛乳乳製 品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対	象国	対象となる事項	現状		対応ス	スケジュール				→ 輸出可能性	担当大臣
INC	' · ±	地域	対象となる事項	现仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	■ 制本り形注	担当人臣
25	5 中国		精米工場及びくん蒸倉庫の 追加指定	・2008年5月に輸出解禁。精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米工場2か所及びくん素倉庫2か所が追指定。でその後、くん素倉庫2か所が追北老朽化のため取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫5か所が指定。)・2024年11月、日中首脳会談において、気力をでは、一次のでは、大に係る当局間協議の早期再開を大きなで、出る当局間協議の早期再開を大きないて、出る当局間、江藤農林水産大臣によるハイレスルでの会談において、財再開を大臣によるハイレスルでの会談において、日本によるの前半年、大による当時では、江藤農林水産大臣によるハイレスルでの会談において、日本によるの成果を手施に移すため、双方が努力を継続することで一致。・2025年3月、江藤農林水産大臣によるハイレー談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致。・2025年3月、岩屋外務大臣と王毅外交部長による日中ハイレベルがあることで一致。・2025年3月、岩屋外務大臣とお外交部長による日中ハイレベルが開入拡大を改めて求めた。	【対応方針】 ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、・農水省は、外務省等と連携しつつ、あら検疫条件の一部変更について中国側に協議					加指定に向け、	20億円 (5, 000 トン)	外務大臣 農林水産大臣
20	6 中国	E	ぶどうの輸出解禁	・中国側で輸出解禁条件について検討中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・中国に対して検討状況等の進捗を定算・中国側から追加情報の提出要請がある。		の回答を促す。				0.16億円	農林水産大臣
2	7 中国	E	新規魚種登録等	・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	農水省は、中国側に検討状況を確認し	つつ、継続協議。					8億円(新規登 録希望魚種の 輸出見込み数 量と2020年中 国向け輸出単 価から推計)	農林水産大臣
28	3 中国	E	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整 中。	【対応方針】 ・農水省は、中国側に対して現地調査の早	期実施を促す。					2億円	農林水産大臣

N	0 3	対象国	対象となる事項	現状		対応	<b>ぶスケジュール</b>				<b>輸出可能性</b>	担当大臣
IN .	0	<ul><li>地域</li></ul>	刈豕となる争垻	<b></b>	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一 期近り配注	担当人比
2		1国		・民間フグ団体から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけている。・現状は以下のとおり。 【台湾】2023年11月に台湾側の書類審査が完了し、2024年9月に現地査察を実施。 【中国】新規魚種登録を検討中。 (※なお、香港は、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、上記2カ国・地域へ	台湾については、現地査察の結果を踏ま ・			提出要請等があれば	ば速やかに対応。		0.2億円(シン ガポールへの 平均的なフグ の輸出量(筋 肉のみ)を基 に推計)	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣
3	00 4		原発事故に伴い、 ・福島等5県産の全ての食品(酒類を除く)に対射性物質検査報告産会の(酒類を	で動きかけを優先。) 農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し台湾にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつ・外務省は、日本台湾交流協会等を通じた・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	台湾当局・政界・	・世論への働きか	けを実施。	会議等において、	丁寧な情報発信	486億円 の内数 (※2020年4月 時点を はいったでした。 (※2010年4月 の2010年のでは (※2010年) (※	厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣
3	11 台	湾	新たな規制に対応する水産 物の衛生証明書の発行体制 の整備	・2022年7月、台湾が、2024年1月1日以降、台湾に輸入されるすべての動物性水産物に施設設及び衛生証明書をお求める旨をSPS通報(現行は貝類に衛生証明書が求められてかめ、台湾に報るのみ)。に水産食品の輸出実績がある施設のリストの提供を要請。 ・2022年末より、台湾向け水産食品の輸出に旧次提出。 ・2023年4、10、11月、事業者向け説明会を開催。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省IPに掲載。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水12023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報(施行日は未定)。・2023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報(施行日は未定)。・2024年8月~9月、台湾側が、わが国の水産物の安全管理体制を評価するためのシステム査察の一環として現地査察を実施。・現地査察の結果を踏まえて台湾側で評価中。	農水省は、 ・新規制施行日を踏まえて要綱を制定 ・台湾向け水産食品の輸出実績がある  新規制施行後の施設認定が可能となる 期完了に向け台湾側に働きかける。	施設リスト等の更			ともに、システム	ム査察の早	-	農林水産大臣

No	対象国	<b>分名しか</b> 2 東西	現状	対応スケジュール 7月 8月 9月 10月 11月						<b>■</b> 輸出可能性	担当大臣
NO	• 地域	対象となる事項	现仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	= 期本可能性	担当人臣
32	台湾	高病原性鳥インフルエンザ に関する地域主義の適用	・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則(質問票を含む)を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。 ・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。 ・2024年4月に専門家による技術的な評価が終了したとのこと。 ・手続きを進めるよう台湾側に働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、速やかに地域主義が適用され	るよう協議を実施。					-	農林水産大臣
33	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病害虫リスク評価を実施中。 (熊本県が協議を要望)	農水省は、 ・台湾に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・台湾側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
34	フィリ ピン	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請 を実施。 ・2024年6月、質問票を入手。	農水省及び厚労省は、2025年7月までに質問票に対する回答を作成し、フィリピンに提出。	農水省及び厚労	省は、フィリヒ	<sup>2</sup> ン側から追加の貿	「問等あれば速やメ	かに対応。	∤1.4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
35	フィリ ピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病 害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
36	フィリ ピン	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 (山梨県が協議を要望)	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
37	フィリ ピン	かんしょの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (茨城県が協議を要望)	に 農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、フィリピンに対して速やかに輸出解禁を要請。						〉0. 18億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			■ 輸出可能性	担当大臣				
NO	<ul><li>地域</li></ul>	刈家となる争項	<b>玩</b> 仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	■ 制本り形注	担当人足
38	ブルネ イ	牛肉の輸出解禁	・解禁には、国及びと畜施設による質問票への 回答提出後、机上審査及び実地検査を受け、ブルネイ側と輸入条件に合意する必要。 ・2024年10月、質問票に対する回答をブルネイ側に提出。 ・2025年5月、ブルネイ側から質問が接到。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、追加の質問につい・ブルネイによる机上審査後、実地検査に		<b>引整する</b> 。				0. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
39	ベトナ ム	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価等を実施中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、ベトナム側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。    農水省は、						0. 2億円	農林水産大臣
40	ベトナ ム	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山 県が協議を要望)	ボールの						0. 05億円	農林水産大臣
41	ベトナ ム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害 虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を ・ベトナム側から追加情報の提出要請か			す。			0.02億円	農林水産大臣
42	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の 輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放 射性物質検査証明書を要求 等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港 にモニタリング調査結果等を示し、復興庁によ る原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入 規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつ・ 外務省は、様々な外交機会におけるハイ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。	レベルでの働きか 信を引き続き行い	いけ及び在外公館 いつつ、機会を捉	等も活用した働きた えて働きかけを実	拖。	丁寧な情報発信	486億円 の内数 (※2020年4月 時点を 機持・地域ででは 2011年物・ 2011年物・ 20前 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
43	香港	ALPS処理水放出に伴う10都 県産水産物等の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携 し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置 は科学的根拠に基づかないものであるとして撤 廃を働きかけ。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学	ゆる機会において	、働きかけを行	うとともに、国際		丁寧な情報発信	498億円(※) の内数(※ 2022年香港向 け水産物(食 用)輸出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣

N.	対象	国場合したで東西	TH.UL				ᅔᄔᄀᄯᄲ	40.V. T. E.			
No	• 地	□ 対象となる事項 域 対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 輸出可能性	担当大臣
44	香港	高病原性鳥インフルェ に関する地域主義の道 位(都道府県→市町 <sup>村</sup> 縮小	項用単   件等につい(協議中。 項用単   ・2025年4日 - 未港側から証明書様式の是終版。	を 【対応方針】 農水省は、引き続き輸出条件等に関する	協議を行い、協議が	「まとまり次第、	輸出要綱を改正。			15億円	農林水産大臣
45	マカス	原発事故に伴い、 す ・福島県の野菜・果物 製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	- 一最小自体、序刀自、外伪自守と建協し	丁寧な情報発信	維持している 国・地域向け の2010年~	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣				
46	マカス	ALPS処理水放出に伴う ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	]性食   ・外務自、展外自、経性自寺の関係自庁が連携  性食   ・ 中国第一部の国・地域による輸入停止世景	・外務省は、様々な外交機会におけるハ ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あ	丁寧な情報発信	61億円(※) の内数(※ 2022年マカオ 向け農林水産 物輸出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣				
47	UAE	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手 ・2025年3月、質問票の回答送付	農水省は、UAE側から追加の質問等あれ	れば速やかに対応。					3億円	農林水産大臣
48	ク ウェ <sup>-</sup> ト	- 牛肉の輸出解禁	・2024年5月、クウェートに対して輸出解禁要請 ・2024年10月、証明書様式案を送付 ・2024年12月、クウェート側より回答 ・2025年3月~6月 クウェート側と証明書様式 に関する調整を実施	農水省及び厚労省は、2025年6月までに証明書様式の最終案をクウェート側へ送付し、2025年7月までに要綱を作成・公表。						1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
40	후 때	大 小利 岳 哲 亦 恭 山 477 **	・現在、豪州向けさけ科魚類(豪州側の規定によりアユを含む。)は疾病への懸念から一部 (加熱済さけ科製品)を除いて輸出できない。	BANTIES 2-17,007-16,7 O.M. M.						) () ( <i>k</i> 音四	典壮业产士压
49	豪州	さけ科魚類の輸出解祭	・2024年10月に現地査察を実施。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾 病発生状況調査を継続。	農水省は、現地査察の結果を踏まえ、 また、豪州側からの指摘等を踏まえ輸			請等があれば速やが	 かに対応。		0.6億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状			<b>動出可能性</b>	担当大臣				
NO	• 地域	対象となる事項	-5t 1/\	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一制山山北江	担当人臣
50			・2024年10月に豪州側で検疫条件案を公表(2 か月間のパブリックコメント)。豪州側で検疫 条件の最終案を作成中。 ・2026年6月以降に導入予定の食品衛生要件と	農水省は、 ・豪州に対して検疫条件の最終案の付け、 ・豪州に対して国内手続きの進捗を		歩を適宜確認。				0.40/7	
50	豪州	メロンの輸出解禁	して、IS022000又は、GFSI承認の認証プログラムの認証取得が要件となることが2024年10月に公表され、輸出要望県に情報共有済み。また、支援としては、認証取得に係る費用への支援の情報共有を行った。	農水省は、食品衛生要件案についてに	は、メロン生産者に;	対し認証取得を核	討するよう働きか	いける。		0. 19億円	農林水産大臣
51	豪州	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク評価を実施中。 (福島県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク評価の ・豪州側から追加情報の提出要請が		0. 03億円	農林水産大臣				
52	豪州	りんごの輸出における検疫 条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本から提出した情報を下に豪州側で病害虫リスク管理措置を検討中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク管理措 ・豪州側から追加情報の提出要請が		0. 03億円	農林水産大臣				
53		日本産鶏卵製品解禁及び粉 卵輸出条件の改定協議	2024年12月頃にNZ側に輸出条件の改定協議の申入れを連絡。 (NZ側としては、現行で使用されている粉卵輸出条件を改定する形での対応で良いとのこと)	農水省は、2025年6月ま でに質問状への回答を 作成し、NZに提出。		2億円	農林水産大臣				
54	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出 解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 (和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク管理措置の検診・米国側から追加情報の提出要請があ			を促す。			0. 22億円	農林水産大臣
55	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	リ 農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 4億円	農林水産大臣
56	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。							農林水産大臣
57	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管 理措置を検討中。 (山形県が協議を要望)	# 農水省は、 ・米国に対してリスク管理措置の検討状況を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。							農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール							担当大臣
_ NC	• 地域	対象となる争項	5%1人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	— 輸出可能性 ■	担当人臣
58	米国	かんしょの輸出解禁	日本側から提出した情報を基に米国側で病害虫 リスク評価を実施中。 (茨城県、徳島県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定 ・米国側から追加情報の提出要請があれ						17. 2億円	農林水産大臣
59	米国	クロマツ盆栽の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (香川県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定り ・米国側から追加情報の提出要請があれ						0. 7億円	農林水産大臣
60	米国	りんごの輸出における検疫 条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤 廃)	日本側でリスク管理措置の検討に必要な情報を 準備中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、リスク管理措置の検討に必勢	<b>要な情報の準備</b> が割	<b>をい次第、米国</b> に	対して速やかに提	出。		0.03億円	農林水産大臣
61	米国	牛肉の低関税枠の利用	・2025年1月17日、米国の牛肉低関税輸入枠 (4.4セント/kg、65,005トン)が100%消化となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・農水省は、関連情報を収集するとともに、米 国側への働きかけを実施。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出	2025年:185億 円 牛肉の米国向 け輸出実績: 2023年:93億 円 2022年:91億 円 2021年:103億 円 2020年:42億	農林水産大臣					
622	米国	(クチナシ青)の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者庁)、 農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行に ついて協議実施。 ・2021年3月にFDA申請済。FDAからの認可連絡 待ち。	・農水省は、定期的に進捗を確認し必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、米国FDAからの認可連絡を待つとともに、必要に応じ、認可に向けた対応を実施。 ・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クチナシ青を使用した加工食品の輸出拡							農林水産大臣
63	米国	ぶどうの輸出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、病害虫リスク評価に必要な情	<b>青報の準備が整い</b> 次	7第、米国に対し	て速やかに輸出解	禁を要請。		0. 2億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状				- 輸出可能性	担当大臣			
No	・地域	対象となる事項	57t 1/\	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一 柳山 可化江	担当八臣
64	カナダ	いちごの輸出解禁	カナダ側から提出された情報を基に日本側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、カナダ側から提出された情報	服を基に速やかに!	<b>リスク評価を行い</b>	、カナダ側へ提出	0		0.06億円	農林水産大臣
65	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗: ・メキシコ側から追加情報の提出要請が			<u>'</u> ਰਾਂ 。			0.4億円程度	農林水産大臣
66		トルコギキョウ種子の輸出 解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を ・メキシコ側から追加情報の提出要請が			す。			0.6億円程度	農林水産大臣
67	メキシコ	キャベツ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗 ・メキシコ側から追加情報の提出要請		4. 8億円	農林水産大臣				
68	メキシコ	ハクサイ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害 虫リスク評価を実施中。 ((一社)日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗 ・メキシコ側から追加情報の提出要請		0. 2億円	農林水産大臣				
69	⊐	の委譲	<施設認定権限の移行> ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の移行に関する質問票を接受。 ・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送付したところ、同年5月にメキシコ側より追加質問を接受。 ・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答を送付。 ・2024年6月にメキシコ側より追加質問を接受。	厚労省は、2025年8月までに追加質問の回答をメキット 厚労省は、メキシコ側からの追加情報の提出要請があれまり、 は速やかに対応。							厚生労働大臣
70	パラグ アイ	牛肉の輸出解禁	・2019年5月に質問票を接受し、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 ・現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、		0. 01億円	農林水産大臣 厚生労働大臣				

No	対象国	対象となる事項	現状			→ 輸出可能性 - 輸出可能性	担当大臣				
NO	• 地域	対象となる事項	55 1X	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一制山り形江	担当人臣
71	ブラジ ル	精米の輸出における検疫条 件の緩和 (リン化アルミニウムくん 蒸の撤廃)	・日本から提出した情報を基にブラジル側で病害虫リスク評価を実施中。 ((一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。)・2025年3月、ルーラ大統領の国賓訪日に際して、両首脳間で合意した「日・ブラジル戦略的グローバル・パートナーシップ・アクシン・プラン」で、日本産精米、二枚貝、焼酎などの日本産農産物・食品のブラジル市場への輸出に関する議論を継続することで一致。	農水省は、 ・ブラジルに対してリスク評価の進捗 ・ブラジル側から追加情報の提出要請			}ਰਂ .			0.05億円	農林水産大臣
72		蒸留酒のメチルアルコール 濃度規制への対応	・り第では、大きな、 ・り第では、大きな、 ・り第では、大きな、 ・り第では、大きな、 ・り第では、大きな、 ・のの定義で、 ・2019年以表し、 ・2019年以表し、 ・2019年以表し、 ・2019年以表し、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、大きな、 ・2019年は、 ・2019	財務省等は、迅速な改正がなされるよ行っていく。	う、日伯・農業食	料対話などを通し	こてブラジル側に、	引き続き働きかけ	+ ē	0.08億円 焼酎のブラジ ル向け輸出 額: 2023年0.06億 円 2022年0.03億	財務大臣
73	ペルー	精米の輸出解禁	ペルー側から要請のあった追加情報について、 日本側で必要な情報を準備中。 ((株)百笑市場が協議を要望。)	** + Min = * * * * *			に確認し、早期の  速やかに対応。	回答を促す。		0.04億円	農林水産大臣

No	対	象国	対象となる事項	現状				輸出可能性	担当大臣			
INC	• •	地域	刈家となる事項	玩仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	一 制压り配注	担当人臣
74	I EU		国内で普及している添加物 (クチナシ青)の使用に安 全性の認可が必要	・認可申請者(事業者)だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省(当時、現消費者庁)、 農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行に ついて協議実施。 ・2023年3月に欧州食品安全機関(EFSA)申請済。EFSAからの追加質問に対応中。	・農水省は、必要に応じ事業者への支・事業者は、EUの審査過程での指摘等・農水省及び事業者は、認可を受けた。を図る。	に対して、認可に向	可けた対応を実施		を使用した加工食	品の輸出拡大	49億円 (加工食品 メーカーへの ヒマシ基に 果を基 計) 加工食品のEU 向け輸出額額: 2019年:247億 円 2018年:222億 円 2017年:207億 円	農林水産大臣
75	5 EU		混合食品に使用する米国由 来の動物性加工済原料が、 EUの認定施設で製造され、 衛生要件に適合することを 証明する衛生証明書が必要	2024年12月、米国側に衛生証明書の協議を要請。 現在、米国側の回答待ち。	農水省は、EU向け混合食品に使用するに適合していること等を証明する証明国である米国と協議。		3億円 加工食品のEU 向け輸出額: 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣				
76	ウク イナ	クラナ		・2021年12月、二国間協議開始。その後、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、作業を停止。 ・2024年、在ウクライナ大使館や事業者から引き続き輸出希望があることを確認。 ・2025年1月、ウクライナ側より輸出要件に関する口上書を接受。 ・2025年4月、日本から輸出要件に関する質問票を送付。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、ウクライナ向けの		0.3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣				
77	ウスンン		キウイフルーツの苗木の輸 出解禁	日本側で解禁協議に向けて病害虫リスク評価に 必要な情報を準備中。 (福岡県が協議を要望)	に 農水省は、病害虫リスク評価に必要な情報の準備が整い次第、ウズベキスタンに対して速やかに輸出解禁を要請。							農林水産大臣
	EU.	英々	輸出先国におけるGI保護制度の投資等を対象し、難略	・EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。 ・日英・EPAにおいては、2024年12月に2回目の追加指定手続きを完了したところ。EUとの相互保護については、双方で保護対象GIの追加手続	農水省、財務省及び外務省は、EU及び 向のあるGI産品を中心に追加指定に向 予定。英国については、2025年以降の	けた協議を実施。E 保護対象GI追加に関	Uについては、20 関する働きかけを	125年末に両国が満 行う。	足できる方法によ	り追加保護を		農林水産大臣
78			的に各国との相互保護の枠 組み作り等の交渉を推進	保護に 300 では、	農水省は、タイとの相互保護を見据えて 我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。 農水省は、ベトナムとの相互保護を見 働きかけ、我が国GI産品の一層の輸出	据えて担当者間協議					_	財務大臣 外務大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール				■ 輸出可能性	担当大臣
NO	• 地域	対象となる争項	玩仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制本り形性	担当人臣
79	米国、英国	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」(2022年 10月施行)に基づき、有機加工食品のJAS規格 に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証 を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能 となるよう、米国及び英国と有機酒類の同等性 の相互承認に向けた協議を実施中。	農水省及び財務省は、米国及び英国との 等性を相互に確認するための書類審査等		D認証制度の同				3.3億円程度 (2022年度実 施の事業者ア ンケート)	農林水産大臣 財務大臣
80	ロシア	原発事故に伴い、 一部の都道府県の水産物以 外の食品を対象に放射性物 質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、 様々な機会を捉え検査証明書添付義務の撤廃を 働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、		486億円 の内数 (※2020年4月 時点を 機持・地域でで 2011年物・ 2011年物・ 20前 20前 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣				
81	ロシア		・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 く追加的モニタリングン ・2024年9月、IAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観から、IEAEの枠組みの下での現行のモニタリンが拡充されることで一致。 ・2025年4月15日に、IAEA関係者及びロシアを含む第三国分析機関関係者が来日し、第3回の追加的モニタリングとして、試料の採取等が実施された。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学	丁寧な情報発信	2.8億円(※) の内数(※ 2022年ロシア 向け水産物輸 出額)	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣				
82	ロシア		・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	て検討中。				(家きん肉) 0.01億円 (鶏卵) 0.02億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対応	スケジュール					担当大臣
	・地域	対象になる事項	961V	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 柳田马昭江	担当人任
83	ロシア	のなり終山体部は りまぶ	・2015年2月に輸出解祭 (2施設)。 ・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	へて検討中。				3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
84		の修正	・ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開にした協議が必要。・ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票は既に回答済。また、側が追記した協設登録リストに口なの実態と異改が過れるものが必要(一部施設は修正済)。・2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。・2021年12月 施設登録リストの修正を依頼。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、	今後の対応につい	て検討中。				5億円 ロシア向け水 産物輸出額: 2023年:9億円 2022年:2.8億 円 2021年:3.2億 円	農林水産大臣 厚生労働大臣

## Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

#### Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

7月 3月 3月 1月 10月 11月 12月以降  5 シンガボール 原列風短雨池の深まめ 1元 アードハッカー(柳渓南江等(北南 12字のド・ハッカー) 12字のド・ハッカー(柳渓南江等(北南 12字のド・ハッカー) 12字のド・ハッカー(柳渓南江等(北南 12字のド・ハッカー) 12字のド・ハッカー(柳渓南江等(北南 12字のド・ハッカー) 12字のド・ハッカー	No	対象国	対象となる事項	現状		対			輸出可能性	担当大臣		
1		・地域	7,2,2 3, 9,3,	2001	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
20 月   10   10   10   10   10   10   10	85	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必 要	日本フードパッカー(株)道南工場(北海 道)	・厚労省は、シンガポール向けの申請に				ハ、問題がなけれ	ば施設認定。	(各国向け輸出予定	厚生労働大臣
大阪市中央銀帯市構用港市場(大阪府)				(株)H・I(福岡県)				認定。			2030年6月期:0.4億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
88 シンガポール   食肉製品製造施設の認定   (議) タータス(福岡県)	87	台湾 香港	牛肉処理施設の認定が必 要	大阪市中央卸売市場南港市場(大阪府) ・2023年3月、2024年11月に5者協議を実 施。 ・2023年12月 部分肉加工業者を決定。 (2026年度新牛肉処理施設稼働予定)	する等、技術支援を実施。 ※5者協議:輸出施設の整備検討の段階	から農水省主催で厚	衛生検査所/保健	その他(国・地 域):29.6億円 (事業者からの聞き	厚生労働大臣 農林水産大臣			
89   台湾、シンガポー   中肉処理施設の認定が必   「は、八重山食肉センター(沖縄県) (2025年10月施設整備完了予定)   「厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画: (台湾) 2025年11月申請予定、2025年12月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(参考) 事業者の計画: (台湾) 2025年11月申請予定、2025年12月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(参考) 事業者の計画: (シンガポール) 2026年3月申請予定、2026年7月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(参考) 事業者の計画: (シンガポール) 2026年3月申請予定、2025年7月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(参考) 事業者の計画: 2025年7月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(参考) 事業者の計画: 2025年7月認定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(農林水)   「厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。   「製造、2025年7月記定取得希望   2029年3月期:0.3億   厚生労(農林水)   「厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。   「製造、2025年度中   「製造、7)「ア・プ・ジー・フ・ア・プ・ジー・フ・ア・プ・ジー・フ・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・プ・ジー・ア・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ブ・ア・ア・ブ・ア・ア・ブ・ア・ブ・ア・ア・ブ・ア・ブ・ア・ブ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ブ・ア				(株)クイックス(福岡県)	- 厚労省は、事業者から申請書が提出で (参考) 事業者の計画: (EU) 2025年7 (シンガポー)	'月申請予定、2025年 レ)2025年7月申請予		2027年3月期:1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣			
90   台湾   「	89	台湾、シンガポー ル	牛肉処理施設の認定が必 要	(株)八重山食肉センター (沖縄県)	・厚労省は、事業者から申請書が提出る (参考)事業者の計画:(台湾)2025年	年11月申請予定、20	25年12月認定取得	希望			2029年3月期:0.3億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
91香港、EU件肉処理施設の認定が必要佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月、タイは2024年7月、シンガポールは2025年5月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月、台湾は2025年6月 (参考)事業者の計画: (香港) 2025年度中 (EU) 2026年度中「実労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画: (香港) 2025年度中 (EU) 2026年度中92インドネシア、UAE、マレーシア、UAE、マレーシア、サウジアラビア、シンガポー ア、シンガポー ア、シンガポー マ、シンガポー牛肉処理施設の認定が必要 (2024年1月施設整備完了) (インドネシア: 2025年2月自治体認定 (インドネシア: 2025年2月自治体認定【対応方針】 ・厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査等を行い、問題がなければ認定。 (マレーシア)2025年7月申請予定 (WAE) 2025年7月申請予定 (WAE) 2025年7月申請予定 (WAE) 2025年7月申請予定6. 45億円	90		豚肉製品製造施設の認定	場(北海道)	・厚労省及び農水省は、台湾による現場		が承認した場合は	、厚労省は輸出	冢肉製品取扱施設	として認定。	_	厚生労働大臣 農林水産大臣
UAE、マレーシ	91	香港、EU	牛肉処理施設の認定が必 要	佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米国は2023年12月、タイは2024年7月、 シンガポールは2025年5月、台湾は2025年6	・厚労省は、事業者から申請書が提出る (参考)事業者の計画: (香港) 2025	認定。	EU: 0.06億円程度 (事業者への聞き取	厚生労働大臣 農林水産大臣				
	92	UAE、マレーシ ア、サウジアラビ ア、シンガポー	牛肉処理施設の認定が必 要	(株) SEミート宮崎 (宮崎県) (2024年1月施設整備完了) (インドネシア:2025年2月自治体認定	・厚労省は、事業者から申請書が提出る (参考)事業者の計画:(マレーシア)		6. 45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣				
93 米国、EU、香港、 台湾等 牛肉処理施設の認定が必 地海道和牛マスター(株)(北海道) (施設整備完了予定: 2026年度) ・2023年10月に5者協議を実施 「厚労省及び農水省は、竣工後早期に申請できるよう、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。 22ページ			牛肉処理施設の認定が必 要	北海道和牛マスター(株)(北海道) (施設整備完了予定:2026年度)				農林水産大臣 厚生労働大臣				

No	対象国	対象となる事項	現状			輸出可能性	担当大臣				
110	・地域	NWC & O TR	200	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		温山八正
94	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)エマック(千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年1月申請			なければ認定。			2029年12月期:4.2 億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)兆星(千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年2月申記			なければ認定。			2030年4月期:1.1億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)ショクシン (大阪府)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年中に申	が提出され次第審査 請予定、2025年中に	を行い、問題がた 認定取得希望	なければ認定。			2028年3月期:36億 円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 サンライズファーム(株)(高知県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年中に申			なければ認定。			2028年3月期:1億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)九州築地(宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年度中に		2026年6月期:0.15億円	農林水産大臣				
99	米国	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年中に申		2025年12月期:0.48 億円	農林水産大臣				
100	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)島水(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年10月申	が提出され次第審査 請予定、2025年12月	を行い、問題がた 認定取得希望	なければ認定。			2027年9月期:12.3億円	農林水産大臣
101	米国	水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (有) やまた水産食品(鹿児島県)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年申請予			なければ認定品目(	の追加を認定。		2029年3月期:0.14億円	農林水産大臣
102	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 マルスイ小樽マリン(株)(北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2027年1月申請		2031年3月期:2.05億円	農林水産大臣				
103	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請整備中】 広瀬水産(株)(北海道)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2025年8月申請		2030年2月期:1.5億円	農林水産大臣				
104	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (有)横田水産(北海道) (2026年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年11月申			なければ認定。			2031年2月期:0.75億円	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール							担当大臣
NO	• 地域	対象となる事項	-5t 1/\	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	_ 輸出可能性 -	担当人任
105	米国	水産食品加工施設の認定 品目の追加が必要	【認定申請に向け施設整備中】 石原水産(株)(静岡県) (2026年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年2月申請			なければ認定。			2029年12月期:0.7億円	農林水産大臣
106	米国、EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請に向け施設整備中】 丸啓鰹節(株)(静岡県) (2026年1月施設整備完了予定)	【対応方針】 ・登録認定機関は、事業者から申請書 (参考)事業者の計画:2026年7月申請 2026年1月申請		尼定取得希望(米	国)			2029年10月期:1.14 億円	農林水産大臣
107	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必 要	【認定申請中】 3施設が申請中。①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マス・食肉センター ③(株)阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場・ブラジル側による施設の現地調査(2023年9月)を実施。・ブラジル側から現地調査に係る報告書案が送付(2024年6月)。・同報告書案に係る日本側コメント及び施設の改善措置をブラジル当局へ回答(2024年7月)、審査の終了待ち。	【対応方針】 厚労省は、ブラジル側の審査が終了し.		0. 4億円程度	厚生労働大臣				
108	EU	牛乳乳製品の施設の認定 が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。(EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。)・農事組合法人共働学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省は、農水省の支援に向けた取組をフォロー。	施設認定	0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣				
109	EU	水産食品加工施設の認定 及び認定品目の追加が必 要	【認定申請準備中】 松岡水産(株) (千葉県)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者 (参考)事業者の計画:2025年3月に申			い、問題がなけれ	ば認定。		2026年12月期: 0.8 億円	農林水産大臣
110	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)新海屋(宮崎県)	【対応方針】 ・登録認定機関及び農水省は、事業者 (参考)事業者の計画:2025年中に申		2026年3月: 0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣				
111	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【農水省にて審査中】 (有)丸二永光水産(北海道) ・同社は、2021年2月に申請書を提出し、 2022年7月及び2023年6月に2度のスクリー ニング機関による現地調査を実施。2023年 7月に確認申請書が農水省に提出され、 2023年11月及び2024年11月に農水省による 現地調査を行い、現在、指摘に対する改善 報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申 (参考)事業者の計画:2024年度中に		_	農林水産大臣				
112	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)マリノス(千葉県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出 (参考)事業者の計画:2027年中に申			ば認定。			2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目 の予定額)	

No	対象国	対象となる事項	現状			輸出可能性	担当大臣				
	・地域			7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
113	EU	水産食品加工施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)オリエンタルフーズ(静岡県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され (参考)事業者の計画:2025年3月申請、			認定。			2026年3月:0.03億円 (認定取得予定品目 分)	農林水産大臣
114	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)カン喜(山口県)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され (参考)事業者の計画:2026年9月申請予		2028年3月期:1.8億円	農林水産大臣				
115	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合(熊本県) ・同組合は、2019年12月に申請書を提出 し、2020年1月及び2021年9月に2度のスク リーニング機関による現地調査を実施。 2021年10月に確認申請書が農水省に提出され、2021年12月及び2023年5月に2度の農水 省による現地調査を行い、現在、指摘に対 する改善報告を待っている状況。	【対応方針】 ・農水省は、事業者から提出された申請書 (参考)事業者の計画: 2024年度中に認定		2025年1~3月 期:1.28億円	農林水産大臣				
116	英国	養殖魚用飼料施設の認定 が必要	【認定申請準備中】 (株)波崎ハイミール(茨城県) (2024年3月施設整備完了)	【対応方針】 ・農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画: 2025年中に申請予定、2025年中に認定取得希望						2027年9月期:3. 1億円	農林水産大臣

注: 本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定をいう。

### 2. その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール		輸出可能性	担当大臣
117	インドネシア	ハラール認証完全義務化 への対応	・2019年10月、インドネシアは、ハラール 認証の義務化(原則ハラール又はノンハ ラール表示をする必要)を目的とするハ ラール製品保証法(2014年法律第33号)を 施行。 ・外国の飲食料品等にかかるハラール認証 義務について、最大で2026年10月17日まで 延期することを決定。 ・2024年10月、JETROジャカルタ主催「イン ドネシア・ハラール認証制度セミナー」を 実施。	7月 8月 9月 10月 11月 12 12 12 13 15 15 15 15 15 15 16 16 17 15 15 16 16 17 17 17 17 17 17 17 18 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	١,	-	農林水産大臣
118	米国	類衛生プログラムの承認	・輸出国は米国と同等の国家計・・輸出国は米国と同等の国家計・・輸出国は来国と同類衛認されるを策定し、国側に申請・とが必互が必要を表し、同国向け、対域の対象をである。のはは、1米国内は、大力の対象をである。のは、1米国内は、大力の対象をである。のは、大力の対象をである。のは、大力の対象をである。のは、大力の対象をである。とのが表して、大力のである。とのが表して、大力のである。とのでは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力のは、大力の	農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。  農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。  ・農水省は、輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。 ・米国側の審査状況をみつつ、プログラムに沿った運用開始を支援。  都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。  農水省及び厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。	都道府県等によるモニタリングの実施が必要。	0.5億円程度(活ガ キの輸出実績がある 国々への平均的な輸 出額と同程度)	
119	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留 基準の設定	・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用医薬品(アンピシリン、エリスロマイシン)は、米国では魚類のインポートトレランス(輸入製品に関する残留基準値)が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。 ・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請済。 ・2022年1月に米国側から追加書類提出の要求があり、対応済。 ・農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請に必要なデータをとりまとめ、申請済。	<ul> <li>・農水省は、アンピシリンのインポートトレランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。</li> <li>・米国側から指摘があれば対応。</li> <li>・農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請を米国側に申請中。</li> <li>・米国側から指摘があれば対応。</li> </ul>		200億円 ブリの米国向け輸出 額: 2023年:243億円 2022年:222億円 2021年:158億円	農林水産大臣
1200		水産物の輸出に係る海産 ほ乳類保護法(MMPA)へ の対応	・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法 (MMPA)の実施規則に基づき、米国と同等 の混獲削減措置を導入していない漁業由来 の水産物の輸入を禁止する予定。 ・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種 類について同等性審査を申請。 ・米国は、各国から審査出されたデータを基に同等性について、審査由またデータを基に同等の混獲 に制減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入が禁止されるとともに、一部の水産物について、輸出時に証明書を求められる可能性。	農水省は、米国に対し日本の漁業管理について説明するとともに、米国側からの質問等に対応。	国に 動制 の 2026 1月1 ~)	500億円程度 水産物の米国向け輸 出額: 2023年613億円 2022年539億円 2021年423億円	農林水産大臣

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール 7月 8月 9月 10月 11月 12月以降	輸出可能性	担当大臣
121	EU	輸出向け原料に使用する 生乳生産農場はブルセラ 症・牛結核の検査が必要	・農場におけるブルセラ症、牛結核の検査について、農水省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済。・農水省は、検査費用を補助する補助事業の公募を実施。・2022年8月、WOAHコードに基づく結核及びブルセラ症の清浄化を達成したことから、EUに通知し、中由来乳製品について、本病に対する全頭検査が不要となるよう協議中。・2024年5月、書簡によりEU側に日本の本病清浄性を認め全頭検査を不要とするようので要請。定期協議等の様々な機会を通じ早期の回答を働きかけていく。	7月 8月 9月 10月 11月 12月以降  農水省は、国内のチーズ工房等を対象に原料乳を製造する農場において、施設認定のスケジュールとの整合を図りつつ、 農場登録に向けたフォロー及びEUとの協議を見据えつつ、ブルセラ症・牛結核の検査に向けた調整を実施。	0.1憶円 (輸出の前提となる 衛生条件)	農林水産大臣
122	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	・容器包装のリサイクルやリユースの促進や包装廃棄物を減少させることを目的とした容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則が2025年2月11日に発効。 ・今後策定される下位規則において、リサイクル可能性の評価方法が見りまされる中では2030年の計算をはとU規則に関する情報収集及び国内関係事業者への情報提供ら、地域とともに、関係省庁と連携しなが規制の確保につきを関係当局に働きかけを実施。	農水省は、EU加盟国で今後採択予定の下位規則の検討状況等を情報収集し、国内関係事業者に向けHP等を通じて情報提供。また、リサイクル可能性評価、リサイクル材含有率の計算方法等に係る下位規則について、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。	-	農林水産大臣
123	台湾、韓シス 中国、ポーシス ルーシム・ア・イシー ド・スー・EU リー・エー・ エー・ エー・ エー・ エー・ エー・ エー・ エー・ エー・ エー	明書発給システムの再構	・農水省は、関係省庁(財務省及び厚労省)とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。	農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るため、関係省庁(財務省及び厚労省)とともに、システム再構築に係る開発を推進。 受け入れ可能な輸出先国・地域への電子データによる輸出証明書提出を含め、2027年2月の稼働開始を予定。	-	農林水産大臣
124	レーシア、ベ	電子媒体による輸出証明 書の発行が可能となるよ う国・地域へ働きかけが 必要	我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。これまで、台湾向け貝類、インドネシア、ベトナム及びメキシコ向け水産食品の衛生証明書、香港向け放射性物質検査証明書等、豪州向けかきの原産地証明書については、電子媒体により発行されている。	農水省は、電子媒体で輸出証明書の発行が可能となるように、即日発行が必要な証明書から優先的に、輸出先国、地域へ働きかけ。	-	農林水産大臣
			・農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、1. 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。(当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基	農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を実施。また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。		
125	北米、EU、オ セアニア、ア ジア	輸出向け青果物及び茶に 係る残留農薬基準の設定	準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。) 2. 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。 ・青果物は、2024年度末までに支援対象とした101件のうち、台湾、米国、カナダに対し84件のインポートトレランス(以下、	<青果物> - 2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 - 2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。	20. 4億円(インポートトレランス申請先への輸出可能性額)	農林水産大臣
			IT。)申請を実施し、台湾で47件、米国で4件、カナダで1件、計52件の基準値が設定されている。 ・茶は、2024年度末までに支援対象とした29件のうち、米国、EU・Codexに対し22件のIT申請を実施し、米国で12件、EU・Codexで4件、計16件の基準値が設定・承認されている。	<茶> ・2025年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 ・2026年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。		

No	対象国 ・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール	輸出可能性	担当大臣
126	- 各国・地域: 通	性 植物検疫協議を実施する 対象国・地域、品目の選 定	限られた時間や人員などのリソースを最大 限に活用して効果的・効率的に協議を進め る必要。	7月 8月 9月 10月 11月 12月以降  農水省は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針に基づき、以下の観点から2026年度に取り組む新規植物検疫協議案件候補を選定する。 ①我が国における生産量・額が高く輸出の見込みがあること ②輸出先国・地域における需要が強く継続的な輸出が見込まれること ③農林水産業者又は食品事業者から強い輸出の意向が示されていること ④輸出先国・地域の政府機関等との他の協議事項も鑑み早期に協議が整う可能性が高いこと。	-	農林水産大臣
127	各国・地域	き 食品表示制度の国際基準 との整合性の観点も踏ま えた見直し	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため、2023年度に有識者からなる懇談会(食品表示懇談会)を開催していく方向性に基づいて、懇談会の下に2つの分科会を設置して2024年より議論を行う。 ①個別品目ごとの表示ルール見直し分科主を行う。 ①個別品目ごとの表示ルール見直し分分科会を月10日程度順次開催。結論が基準終えるの下に2つの分科会をも引き続き議を行う。 ②で個別には、食品目のりまさした。2025年を進めていた。2025年を進めてに全品の検討を終えるった。議談タルツールによるの検討分科会を2ヶ月に1の程度をあたいる。	消費者庁は、食品表示懇談会及びその下に設置する分科会において議論を行う。 ①個別品目ごとの表示ルール見直し分科会を、2025年度も月1回程度開催予定。 ②デジタルツール活用の検討会を、2025年度は4回程度開催予定。(2026年度も継続して開催。) ③①及び②の議論の進捗を踏まえ、2026年以降も、2023年度の食品表示懇談会のとりまとめに沿って検討を進めていく。		内閣府特命担当 大臣(消費者及 び食品安全)

## Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

#### Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

N	対象国	対象となる事項	現状		交	†応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域	AMC & UTY	3000	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	TB9 F4 - 3 F6 F4	
12	各国・地域共 通	輸出拡大に向けた人材育成・確保	く育成> ・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的としたリスキリング講座(基礎・テーマ別)を企画・実施。 く確保> ・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、地方版GFP(農林水産物・携した輸出プロジェクト)、地方農政局が連携した輸出事業者の人材確保に向けた体官を共創プロジェクトを通じ、多様な人材・官企業の連携を促進するプラットフォームを実証。	<育成>     各教育機関と調整し、輸出講座(基礎地球の歩き方「おいしい日本の届け方	「」による輸出の魅 のプロフェッショ 前出事業者の人材確	力発信、ノウハウ カ発信、ノウハウ ナル人材戦略拠点 保を推進。	ā、地方版GFP(農	林水産物・食品輸	$\rangle$	-	農林水産大臣
12	各国·地域共 通	認定輸出事業者への輸出 目標達成に向けたフォ ローアップ	・2025年度はフォローアップの対象となる認定輸出事業者391者(2024年輸出実績等の把握に係るヒアリング対象者)全員に対し、各農政局等による訪問、オンラインやメール等によるヒアリングを実施。	・2024年の輸出実績等の把握に係るヒス ・農水省は、認定輸出事業者に対して調		出目標達成に向け	必要に応じて、フ	ォローアップを実	施。	-	農林水産大臣 財務大臣
			・規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却 を図るため、地域の関係事業者で組織する輸 出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応 した生産・流通体系への転換に取り組み、国	・採択地区において、 ①輸出推進体制の整備 ②生産・流通の転換の取組を推進。 ・採択地区において、ヒアリング等を	を通じた進捗状況の	の確認を実施					
13	各国・地域共 通	大規模輸出産地の形成	内生産基盤の維持・強化を図ることが必要。 ・2024年度補正予算及び2025年度当初予算で は、48地区を採択。(各々、30地区+18地 区) ・海外の規制やニーズに対応した農林水産物 を求められる量で継続的に輸出しているなど	フラッグシップ輸出産地について既記 を推進。	認定産地のフォロ-	-アップを実施す	るとともに、更な	る輸出産地を拡大	するための認定	-	農林水産大臣
			一定の基準を満たす輸出産地を「フラッグ シップ輸出産地」として80産地選定・公表。 (第1回:42産地(2024年6月)、第2回:38 産地(2024年12月))					頁、フラッグシップ 始し、12月下旬を			

No	対象国	対象となる事項	現状		求	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	<b>玩</b> 仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	4 期近り能性 -	担当人足
131	シンガポール	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> (カントリーレポートの作成、模倣品対いて同じ。) ・現地多国籍企業の給食サービスにおけい。ローカルシェフのローカル視点での消・オールジャパンプロモーション支援・日本産ハラル食品の商談会及びハラル・富裕層・若年層向け非和食レストラン・複数自治体と連携した地方産品ライフ	ける日本産食材PR 食材のPR 当費者・シェフ向 事業 レニーズ発掘事業 レ・バーでの和牛 ブコマース事業	と食文化発信 けセミナー ・焼酎PR	25年度の活動実績	を評価		-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
132	タイ	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	お状況を点検  2025年度の活動計画に沿って事 <今年度事業> ・規制対応等の事務局設置 ・教育機関と連携した日本産館 ・流通事業者と輸入業者等との ・ネットワークイベント等と制 PFごとに定めた課題と目標にな 歩状況を点検	事業実施 食品の公開教育プ ロマッチングイベ 日み合わせた日本	ログラム ント 産食品PR	<b> </b>	動計画を策定	f動指標に留意	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
133		輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業 <今年度事業 ・現地事業者と連携して実施する ・明酒師におるPR手法ピッ扱拡入ト ・飲食店中のはいるとは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	る日本なりでは、 る日本なりでは、 をした、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	大事業(北京) 実演説明会(北京) 実演説明会(北京) 会(北京) ・コメ・天ぷらら ・コメを最い ・コメを最い みび中華料理長 業及びメンバー	京) 等)に対する重点支 支援事業(上海) 向け関連調味料商設 ズ向け料理教室開催 ・2025年度の活動 ・PFごとに定めた	《会(広州) 『(広州)	. 1	_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

No	対象国	対色したで東西	現状		対	応スケジューノ	ν			輸出可能性	担当大臣
INO	• 地域	対象となる事項	<b>玩</b> 仏	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	. 制本可能注	担当人足
134	香港	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	<今年度事業> ・日本産商品取扱店等を活用したコメデー・品目団体事業と連動し、現地系商流・都道府県との連携による通年での日・現地小学校への日本産米(おにぎり・食育と学校キョスク販路開拓への日・未開拓中華料理店市場への日本食材・協議会等で把握した未開拓ローカル・品目団体との連携を強化し、大手現	及び都道府県と連携 本産青果物食育事業 等)普及事業 本産品拡大事業 普及事業 市場の新たなニース	考した、日本産 を ぐに即応した新	規商流の開拓			-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	関係者に情報共有・	严 )   .	2025年度の活動実績 PFごとに定めた課題 ながら、来年度の活	・目標や活動指標	票に留意		
135	台湾	輸出先国・地域における 政府の支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実 <今年度事業> ・都道府県や品目団体等と連携した: ・外食店等のバイヤーを対象とした ・非日系事業者をターゲットとした: ・日本で開催する商談会へのバイヤー ・FOOD TAIPEI等でのオールジャパン ・現地事業者とのプラットフォーム:	オールジャパン商詞 日本産食品、日本商 新規商流拡大事業 一派遣事業 VPR支援		進事業			_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	、関係者に情報共有	- 進	・2025年度の活動す ・PFごとに定めた詩 しながら、来年度の	<b>課題・目標や活動</b> 技	指標に留意		
136	ベトナム	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> ・日本産農林水産物・食品の集中大商語 ・日本産農林水産物・食品の輸出拡大の ・現地事業者と連携した日本食材の可能 ・ビンズン新都市における日本産米の語 ・日系事業者と連携した一般消費者向に	のための課題検討委 能性実証プロモーシ 認知度向上イベント	員会 ョンイベント( (おにぎりワ	の実施 ークショップ)			_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について、  捗状況を点検	関係者に情報共有・	進 )   .	2025年度の活動実績 PFごとに定めた課題 ながら、来年度の活	・目標や活動指標	票に留意		

	対象国				対	応スケジュール	,			****	15.45.1.55
No	• 地域	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	_ 輸出可能性	担当大臣
13	7 マレーシア	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 <今年度事業> ・非日系バイヤー派遣型商談による商。 ・日本産食品プロモーション事業 ・ハラールの認知度向上と商流構築に( ・地方都市での商流拡大支援事業 ・非日系外食産業におけるデータ活用( ・市場調査事業 PFごとに定めた課題と目標について、「 捗状況を点検	流構築事業 係る事業 による商流拡大支持	·進 · 20	025年度の活動実績 Fごとに定めた課題 b、来年度の活動計i	<ul><li>目標や活動指標</li></ul>	に留意しな	_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
138	B UAE	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実施 く今年度事業> ・現地事業者(シェフ・インポーター ・シェフ・インポーター日本派遣事業 ・現地事業者と連携した、日本食以外 PFごとに定めた課題と目標について、 捗状況を点検	の飲食店における	· 進	での実施 ・2025年度の活動実 ・PFごとに定めた課 ながら、来年度の活	題・目標や活動指		-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
139	) 米国	輸出先国・地域における支援の実施	・主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援。・2023年12月、ヒューストンに米国内で3番目となる輸出支援プラットフォームの拠点を設置。	2025年度の活動計画に沿って事業 < 今年度事業 > LA     ・日系スーパーと連携した都道府     ・日系スーパーと連携した都道内     ・日系スーパーと連携した都進した。     ・日本食文化振興協にお携した。     ・現地展開企業・・現地展開企業・大力・の実施の支援     NY     ・地方都市における米系日本一ス日本の地ではおけるおけるおけるおけるおけるおけるおけるおけるおけるのでである。     ・中食及び小売における日本のでは、カナル・カールのでは、カナル・カールのでは、カナル・カールのでは、カナル・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・カール・アール・カール・アール・カール・アール・カール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・アール・ア	県プロモーション( 都道府県連携業等の オイーパーのの地方 ( 大スーパの国体と連携 ( では、大のの売ります。 ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	モーションを含む)プロモ日本産食材のテ自治体及び日本アルコール類取オ制作と連携した商売	スト販売 の食品関係事業者と り扱い業者向けエラ	デュケーション事業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ に に に に に に に に に に に に に	デュケー	_	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対	応スケジュール	V			輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象とはる争項	<b>玩</b> 伙	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	. 期山り形注	担当人民
140	EU	輸出先国・地域における 支援の実施	主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを形成し、現地において輸出 事業者を包括的・専門的・継続的に支援。	2025年度の活動計画に沿って事業実 <今年度事業> ・精肉学校における和牛特別授業 ・品目団体と連携した市場規模に応 ・Japanese Tea Selectionにおける ・食×インバウンド連携大規模イベ ・Japan Food Show Berlin ・インバウンド促進との相乗効果を ・Sake week Viennaにおける「拡販 ・レストラン事業者向け日本産食材	じた欧州各国にお 日本茶新規品目開 ント 生む日本茶プロモ 向け」日本産食品	拓セミナー ーション(緑茶 商談ブース設置	を、カクテル、製菓)			-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
				PFごとに定めた課題と目標について 捗状況を点検	、関係者に情報共	有・進	・2025年度の活動: ・PFごとに定めたi しながら、来年度	課題・目標や活動			
141		輸出先国・地域における 支援の実施	・外務省は、2025年度に4公館(在インドネシア大、在香港総、在ホーチミン総、在ロサンゼルス総)に農林水産物・食品輸出アドバイザーを設置。現地法令・輸入規制に関する情報提供、人脈形成支援を受けつつ、更なる輸出拡大につなげていく。	外務省は、4公館(在インドネシア大、 進アドバイザーを活用し、現地法令・ けつつ、日本産農林水産物・食品の輸	輸入規制に関する	情報提供、現地				-	外務大臣 農林水産大臣
	東南アジア、 中東等	ハラール認証に関する 情報集約等による利便性 の向上	イスラム諸国への輸出に必要なハラール認証は、各国毎に規制が異なり、手続が複雑・不透明であるほか、これらの情報が一元的にわかりやすく集約されておらず、輸出事業者等が当該地域への輸出に取り組みにくくなっていることをふまえ、情報の集約を行い発信すべく、2025年1月、農林水産省内にハラール案件に対応するハラールチームを設置。	農林水産省内に設置したハラール案件に対 ハラール関係団体との意見交換、必要に応	じて対象国政府との	の意見交換等を	行う。その上で、農			-	農林水産大臣
143	各国・地域共 通	拠点づくりを通じたサプ	農林水産物・食品の海外での戦略的サプライチェーンの構築を目指す事業者にとって、事業性の判断に必要な投資可能性調査を行うことが必要。	サプライチェーン構築に向けた処姿可能	性調査緊急支援事	業」について、	2023年度補正で措置			-	農林水産大臣
			・農水省及び国交省は、2021年4月に開催された「効率的な輸出物流の構築に関する意見交換会」で整理された7つの「取り組むべき事項」を踏まえ、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な機会が地域の整備、近年のよりに4世代	┃│等の整備を支援。		湾形成事業」を	を活用し、コールド	チェーンの確保の	ために必要な施設		
144	各国·地域共 通	及び輸出コストの低減の ための取組の実施	物流拠点の整備・活用などを推進。 ・農水省・国交省は連携して、これまで「産 直港湾」に認定した、清水港、堺泉北港、志 布志港に続き、令和7年3月には、新たに十勝 港を「産直港湾」として認定。 ・農水省では、輸出物流構築に向けたモデル 実証を引き続き実施、課題の抽出や取組むべ き事項を整理。			た各地区におい	ける進捗を確認する	とともに、横展開	、他エリアへの	-	農林水産大臣 国土交通大臣

N.	対象国	<b>-1.45.1 か</b> .7 末で	41.67		Ż	対応スケジュール				±& 111 - 7 41 444	也水土田
No	• 地域	対象となる事項	現状	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	. 輸出可能性	担当大臣
145	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	(加工食品クラスター) ・輸出プレーヤーの裾野を広げるため、地応 農政局と取り提し、事業者が地域の実施に取り組入するのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・2024年度までに把握している約50の ・2025年度の事業活用を通じて、新た クラスターとして支援 ・引き続き、輸出に向けた課題の抽出 た加工食品クラスターを提案。地域商 ・あわせて、事業者自らが組成して活 ・各加工食品クラスターの活動範囲に おける活動範囲を整理。	に把握または活動を は、連携による協調 所社を核とした取組 活動しているクラス	を開始したクラス 領域・非協調領域 みなどの新たな加ターの把握にも努	ターについて、活 (競争領域)を整 工食品クラスター	動内容を確認し、		_	農林水産大臣
146	各国・地域共通	輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換支援	(食品添加物) ・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討(加工食品の国際標準化)。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。 ・2022年度の着色料早見表、2023年度の乳化剤、調味料、甘味料早見表の作成・公開に続き、2024年度は、保存料、酸化防止剤、酸味料の早見表を作成。2025年度は、増粘剤類の早見表を作成中。	増粘剤類について、米国、EU、中国等用量等の使用基準、成分規格など)を		域の規制情報(使	• 1	使 調査データとりま 早見表システムの し、データ投入。	`	-	農林水産大臣
147	各国·地域共 通	育成者権管理機関の設立	育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を推進。	育成者権管理機関の早期法人化に向け センス交渉加速化、海外への品種登録 ス方式の導入に向けた調査等の取組を	や権利侵害対応、首					-	農林水産大臣
148	各国・地域共 通	知的財産の海外展開に向 けた国内の体制整備	戦略的な海外ライセンスの実効性の確保に向け、オンライン取引の拡大等新たな流出リスクに対応した足下の国内における優良品種の管理の徹底を推進するため、2024年3月より優良品種の保護・活用のあり方等について有識者検討会において議論を重ね、同年6月に提言をとりまとめたところ。継続して開催した検討会において、優良品種の管理のあり方等について検討を深め、優良品種の保護・活用の指針を策定し、オンライン取引の対応等の具体化や制度的枠組みの整備を検討。	・優良品種の保護・活用の指針に基立 海外での育成者権と商標の取得を支持 ・育成者権の存続期間の延長など、品 度を検討。	爰。				\	-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		対	†応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
NO	・地域	対象となる事項	5元1人	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	. 柳山門形注	担当人民
149	各国・地域共 通	和牛遺伝資源の知的財産 としての価値の保護・適 正な流通管理	・立入検査において、家畜改良増殖法の遵守を確認するとともに、和牛精液生産事業者への普及は定着したことから、その下流の譲受けた家畜遺伝資源に係る流通先等との譲渡契約の締結の促進を引き続き継続。・上記の取組を着実に実施するため、年間1000件程度の立入検査を継続的に実施。・法令遵守に係る研修会の開催についても、継続して開催予定。・家畜人工授精所からの報告等の集約等に係る全国システムについては、利用拡大に向け引き続き機能強化を推進。	農水省は、和牛遺伝資源関連2法に適正化を図るため、以下の取組を推進・不正競争防止のため、引き続き、家の譲渡の際に、利用範囲や利用にあた・家畜人工授精所について、都道府県・家畜人工授精所等への法令遵守の徹・家畜人工授精所からの報告等に伴うを図り、電子化を推進。・家畜遺伝資源法附則第3条に基づく対	き。 R 畜遺伝資源生産事 こって遵守すべき事 長等関係機関と連携 対底のための研修会 のお道府県の事務の	業者が譲渡した 項を盛り込んだ を図りつつ、年 を定期的に開催 軽減、情報集約	先の流通から使用。 契約の締結についる 間1000件程度を目 (2025年度10か所 のための全国システ	までに係る関係者 ての働きかけを行 票に立入検査を継 予定)。	へ、和牛遺伝資源 う。 続的に実施。	-	農林水産大臣
150	各国・地域共 通	品目別の輸出拡大に向け た技術的な課題解決への 対応	各地方で開催された「地域研究・普及連絡会議」において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2025年5月に課題を更新し、当該課題の解決に資する研究を実施。	農水省は、 ・輸出事業者等との意見交換を通じて、 ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行 課題の更なる収集を行い、輸出拡大に ・把握した輸出拡大に向けた技術的課題 術的課題も踏まえ、研究課題化の優先して、課題解決に資する研究を実施) ・研究課題化されたものについては、(メルマガ等への掲載機会等を活用し、「・2024年度補正予算「革新的新品種開発の高付加価値品種等の開発課題を採択」	戦略」に基づき、 向けた技術的課題に 質については、食料 順位・実現可能性を ①各県公設試等へ打 開発成果の普及に関	「地域研究・普及 こついて整理し、 料安全保障の確保 を検討。(輸出拡 支術紹介、②品目 取り組む。 において、輸出	2025年5月に公表。 やみどりの食料シストに向けた技術的 日団体との勉強会、	ステム戦略の実践課題49課題のうち	現等に向けた技 640課題につい 外的なセミナー、	_	農林水産大臣
151	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材 育成	農林水産物・食品の輸出促進を図るため、海 外において日本食・食文化及び日本産品の魅 力発信の担い手となる外国人日本食育成して 育成する。また、これまで本事業で育成して きた外国人日本食料理人のネットワーク形成 を図ることにより、これらの者が日本食や日 本産食材について継続的に学び、その魅力を 海外の消費者に自発的に伝えることを促す。	【対応方針】 海外において日本食・食文化及び日本産品  <20025度事業 > 以下の補助事業を実施する。 ・日本料理の調理技能認定推進支援 ・日本食・食文化普及・人材育成支援 ・日本料理コンテスト等による魅力発 ・海外料理学校等での日本食講座開設  日本食講座開設・講師派遣 ・ウズベキスタン(7月~3月)  海外の外国人  調理技能認定制度の講習会・P・・ポルトガル(7月)、マレー・	(海外の外国人日) 信支援 ・講師派遣 日本料理コンテント(すし部門) 8月下旬開催 、スペイン(11月	本食料理人の招々ス 日本料メキシ 開催	ペい) 理コンテスト(日 コ、インド、ポー	本料理部門)ランドで順次	人	_	農林水産大臣
152	各国・地域共 通		・2023年7月、第1回農林水産物・食品の輸出 促進連携ネットワーク会合(知事・大臣レベ ル)を開催し、輸出促進の取組がより高い効 果を発揮するために国と都道府県が連携して いくことを確認し、国と都道府県が連携して 取り組む体制を整備した。	国と都道府県の連携により効果的に輸	出促進できる取組し	こついて、取組み	<b>≯を検討する</b> 。			-	農林水産大臣

No	対象国	対象となる事項	現状		3	対応スケジュール				輸出可能性	担当大臣
	• 地域	カタこなの事分	SUN	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	#8四号6江	担当人位
153	各国·地域共 通	水産物の輸出先転換対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の輸出先転換対策を実施。	【対応方針】 ・JETRO、JF00D0等と連携し、水産物の輸出の場所をできませる。 ①海外見本市や商談会を通じた非日系市場のでは、その先にある卸のでは、その先にある卸のでは、その先にある卸金をできまる件走支援及び越境ECを活用のできないでは、では引き続き取り組んでいく。 ・輸出減が顕著な品目(ほたて等)を対象	や、新興国、地方 売業者やシェフな した販路拡大・商 BtoCを含む)と商	都市などへのアフ どへの直接・一体 流構築支援 談会の有機的な連	動による効果的な	は果の創出		-	経済産業大臣 農林水産大臣
154	各国・地域共 通	水産物の国内加工体制の 強化対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の国内加工体制の強化を支援。		制を強化するため	•	先国等が定めるH	ACCP 等の要件に近	<b>適合する施設や機器の</b>	-	経済産業大臣 農林水産大臣
155	各国・地域共通	コンテンツを活用した海 外需要創出	食品産業がコンテンツを積極的に活用し、海外需要創出に取り組むことを促進するため、既存の顕彰制度と連携した、日本食・食文化海外普及賞(仮称)の創設と食×コンテンツ事業を企画できる人材の育成セミナー実施を検討。	日本の食とコンテンツの連携を促 進するための有識者検討会の立ち	有識者検討会	での対応方向の核	対・とりまとめ		令和8年度の賞 創設に向けた企 画内容の検討等 食品関連企業を 対象にした研修 の企画等		農林水産大臣 経済産業大臣
156	各国・地域共	GIを活用した海外への普及	輸出を指向する多様な産品のGI登録の推進や GIを活用したブランド化の取組推進を実施 し、一定の効果を上げているところ、優良事	輸出を志向する多様な産品のGI登録を GI登録生産者団体の行うブランド化や		を支援					農林水産大臣
100	<mark>通</mark>	及・ブランド化への発展	例の横展開や、海外に向けた取組の推進を検討。	GI登録生産者団体における輸出の取組	状況調査	調査	結果に基づく施策	の検討・実施			成14小庄八正

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

#### IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール 7月 8月 9月 10月 11月 12月以降							担当大臣
	・地域	71% 2.00 0 7.3	3617	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	輸出可能性	EINE
15	タイ、ベトナ ム、マレーシ ア、台湾、中	輸出支援プラットフォー ムの役割拡大による現地 専門家の配置や日系食品 企業のネットワーク化等 を推進	・輸出支援プラットフォームの各拠点における現状と課題を把握・精査の上、今後必要な予算を確保しつつ専門家の配置に向けて準備・調整。	輸出支援プラットフォームの各拠点との ・各国の投資・税務処理等への対応を ・現地進出企業の横断的な要望を踏ま ・相手国・地域の投資誘致に係る公的	支援するための法 えた相手国・地域	よ務・財務等に通じ	た現地専門家の配	置	ットワーク化	-	農林水産大臣
15	各国・地域共通	グローバル・フードバ リューチェーン(GFVC) 推進官民協議会を通じた 食品関連事業者の海外ビ ジネス展開の促進	・GFVC推進官民協議会(民間企業約800社が会員)において、セミナーの開催等を通じた各種情報の提供・発信を行うとともに、海外現地へのビジネスミッションの派遣を実施。・これらの活動に会員企業のニーズをより的確に反映させるための方策について、会員企業代表の参集を得た「アドホック・アドバイザリーボード」で議論中。	GFVC推進官民協議会セミナー(中央に 海外市場へのビジネスミッション派遣 会員代表企業からなるアドバイザリー 議会の活動・運営の充実に向けた議論 途にとりまとめ)	: (ジェトロ等と:	も連携の上に実施)				_	農林水産大臣
159	各国・地域共 通		海外でのコールドチェーンを確保するため、 日本式コールドチェーン物流サービスの標準 化を推進。 ・2025年6月にカンボジアと物流政策対話 (課長級)を実施。	国交省は、海外におけるコールドチェー 普及促進を図る。2025年中にタイでASI						-	国土交通大臣
160	英国	・食品衛生規則に即した 常温保存期間の延長に向 けた取組	・ロンドンでは、食品衛生規則により、常温保存できない食品は、8°C以上を逸脱してから4時間以内、63°C以上を逸脱してから2時間以内の販売が義務付けられている。・現地のおにぎり事業者から常温保存期間(販売期間)の延長につき、要望があった。	【対応方針】 ・食品衛生規則の調査 ・衛生当局との相談等を通じて延長の可能	性や手法につき植	負討				-	農林水産大臣

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

#### V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性	担当大臣
	・地域		SULIV	7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- 制心可能性
161	各国・地域共	農林水産省、観光庁、国 税庁、内閣官房(地方創 生)等の相互連携の下で 訪日外国人の旅マエ、旅 ナカ、旅アトに効果的に アプローチすることによ る輸出拡大とインバウン ド消費の好循環の形成	・2025年5月の輸出関係閣僚会議の官房長官からの指示を踏まえ、地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で、訪日外国人に効果的にアプローチすることで、輸出拡大とインバウンド消費の好循環を形成するとの方向性が示された。農林水産大臣においては、関係閣僚と連携し、施策をパッケージとして具体化することを検討。	関係省庁による連絡会議を開催し、各省庁が担う取組を連動させた効果的な取組の具体的な案件を形成 (関連施策ハンドブックの作成・公表、取組の広域化、高付加価値化等に資するモデルプロジェクトの組成等)					_	農林水産大臣国土交通大臣財務大臣
	进			6月9日に立ち上げた有識者検討会におい	ける議論・検討	対応とり	方向まとめ	対応方向に基づく	施策の検討・実施	
162	各国・地域共 通	国際空港を活用した日本 産食品の旅ナカ、旅アト 消費拡大、食を通じた地 方誘客のための旅マエ情 報発信		日本の玄関口である空港を活用し、日本産食品の試食・即売(旅ナカ)、これらの食品の帰国後の販路紹介(旅アト)、次回訪日時に 他方へ訪問してもらえるよう食品工場見学(旅マエ)等に関する情報発信を今年度中実施を目指して、関係機関と検討・調整。					-	農林水産大臣
163	各国・地域共	GIを活用した海外への普及・ブランド化への発展	地理的表示(GI)産品は、地域ならではの産品としてツーリズムとの親和性が高く、産地のインバウンドへの関心も高まりつつあるところ、輸出拡大とインバウンド消費の好循環形成に向けた取組の方策を検討。	GI登録生産者団体の行うインバウンド活用の取組を支援 GI産品のインバウンド活用の取組状況調査 調査結果に基づく施策の検討・実施						農林水産大臣国土交通大臣
164		は共 インバウンドによる食関連消費の拡大	男 SAVOR JAPAN認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費の拡大を図り、輸出拡大との好循環を形成する方策を検討。	・SAVOR JAPAN認定地域でのファムトリップ招聘者等へのツアー造成に向けたプロモーション(6~10月)						
				・訪日外国人に向けたSNS等でのSAVOR JAPAN認定地域における地域の魅力等の情報発信の実施						
				・SAVOR JAPANに加え、農泊、海業などに取り組む地域をつなぐ広域連携により、地域の魅力ある食材や歴史・文化を一つのストーリーとして提供する枠組みを関係省庁と連携して検討						
	通			SAVOR JAPAN認定地域の拡大 ・新規募集実施(7月末まで) SAVOR JAPAN認定地域の拡大 ・新規認定申請地域の審査(~11月)、認定(12月)					-	農林水産大臣
				農泊地域向けオンラインセミナーの開催(テーマ:食の高付加価値化、地域産品の販売など)						
				農泊地域の滞在プランコンテストの実施 ・食関連消費拡大につながる優秀プランを選定 ・商品化に向けた伴走支援、プロモーション動画制作、情報発信						

No	対象国	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
	• 地域	が多しなる事が		7月	8月	9月	10月	11月	12月以降	- TISH (*) 100   I	但当人世
165	合国・地域共	訪日外国人を含めた日本 産酒類の新たなファン開 拓に向けた取組	・昨年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無 形文化遺産に登録されたことも追い風に、日 本産酒類について、訪日外国人を含めた新た なファンを開拓するための方策を検討。 ・訪日外国人も多く来場する大阪・関西万博 の会場内において、日本産酒類の情報発信を 実施。	・訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファンを開拓するための取組(補助金による酒蔵自体の観光化や酒蔵ツーリズムプラン策定の取組支援等)							
				11 2020年入队 国色力诗[6]17 31 4年/6段27月秋末后以秋旭 /						-	財務大臣
16	米国・豪州 等	コンテンツを活用した食 関連消費拡大	日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、海外での食関連コンテンツ (日本食チャンネル)の海外での配信拡大の支援を検討。		) 有識者検討会で	での対応方向の検討	対・とりまとめ		広告付き無料ス トリーミングTV (FAST)内に開 設する日本食 チャンネルの普 及支援等	_	農林水産大臣
16	7 豪州		日本産食品の魅力を広めるためには、観光と合わせて発信することが効果的。豪州からの波及効果創出も目指して、海外現地の消費者ニーズ・トレンドも踏まえた食×観光コンテンツをSNS等で発信するため、観光庁など関係機関と連携して検討中。	・輸出重点品目、訪日観光客の地方への誘客、海外現地の消費者ニーズ・トレンドなどを踏まえ、観光庁など関係省庁と連携して、イ レフルエンサー等を活用したコンテンツを作成。 ・選定した品目の魅力が最大限に発信できる時期にコンテンツを作成し、豪州からの波及効果創出も目指して、SNS当で発信。						_	農林水産大臣

## (参考) 今回新たに対応済みとなった項目(9項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び 規格の改正	・2022年6月、タイFDAは、食品プラスチック容器包装の品質及び規格を新たに規定した保健省告示第435号を施行。3年間の 猶予期間の後、2025年6月18日に完全施行予定。 ・2025年3月、事業者向けウェブ説明会を開催。	2025年3月	農林水産物・食品の輸出 実績(2023年)511億円	農林水産大臣
2	台湾	牛肉の月齢制限 (30ヶ月齢以上) 撤廃	【対応済み】 2025年5月、台湾が月齢制限撤廃を施行。要綱改正済み。	2025年5月	4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
3	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【2025年2月対応済み】 (株)永野商店(山口県) (2025年2月施設整備完了予定)	2025年2月	2027年7月期:0.5億円	農林水産大臣
4	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 湧別漁業協同組合(北海道)	2025年3月	-	厚生労働大臣
5	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必 要	【2025年3月対応済み】 (有)丸哲 (宮崎県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2029年9月期:2.6億円	農林水産大臣
6	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 山実水産(有) (鹿児島県) (2024年3月施設整備完了)	2025年3月	2025年12月期:0.48億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
7	米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年5月認定済み。 IHミートパッカー(株)(青森県)	2025年5月	2億円	厚生労働大臣
8	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年4月認定済み。 (株)大分県畜産公社(大分県)	2025年4月	0. 1億円	厚生労働大臣
9	EU	混合食品に使用する輸入養蜂製品がEUの 認定施設で加工される必要	【2025年2月対応済み】認定希望があった海外産の輸入養蜂製品を取り扱う主要3社4施設を認定済み。	2025年2月	5億円 加工食品のEU向け輸出 額: 2023年381億円 2024年424億円	農林水産大臣
10	EU	有機酒類の同等性承認	改正「日本農林規格等に関する法律」(2022年10月施行)に基づき、有機加工食品のJAS規格に有機酒類を追加。 JAS認証を取得していれば、相手国の有機認証を別途取得せずとも有機酒類として輸出が可能となるよう、米国及び英国と有 機酒類の同等性の相互承認に向けた協議を実施中。	2025年5月	0.1億円程度(2022年度実 施の事業者アンケート)	農林水産大臣 財務大臣

注:前回(2025年2月27日)の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目(326項目)